

質 問 回 答 書

令和 8 年 6 月 10 日

件 名 8-1 管口カメラ調査及び調査方針策定支援業務

発 注 課 下水道施設課

場 所 上尾公共下水道供用区域内

担 当 者 小森

電 話 番 号 048-775-9372

Eメールアドレス s403500@city.ageo.lg.jp

番号	仕様書 ページ	図 面 番 号	質 問 事 項	回 答
1			<p>設計業務の最低制限価格の算出方法について、ご教示ください。 「上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定に関する要綱」では以下の主旨の記載があります。</p> <p>① 4 条 1 項(3)：直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×50%</p> <p>② 4 条 1 項：上記①で算定した金額が予定価格に 100 分の 81 を乗じて得た額を超える場合にあつては 100 分の 81 を乗じて得た額を、予定価格に 100 分の 60 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 100 分の 60 を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。</p> <p>③ 4 条 2 項：上記①の算定式で最低制限価格を算出することが困難な場合、予定価格に 100 分の 60 から 100 分の 81 の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額</p> <p>①及び②によって設定されていますでしょうか。或いは③でしょうか。</p> <p>③の場合、測量業務とは別に低減率を設定していますでしょうか。</p>	<p>最低制限価格は、4 条 1 項(1)「測量業務」及び 4 条 1 項(3)「土木関係の建設コンサルタント業務」にて算出し、それぞれを合算し計上しております。</p>
2			<p>旅費交通費は率（0.63%）で計上されていると考えてよいでしょうか。異なる場合は正しい計上方法をご教示ください。</p>	<p>「土木工事標準積算基準書（計画調査編－参考資料）埼玉県」の【調査、計画業務】区分を適用しております。</p>

3		<p>下水道管路管理積算資料 2023 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会) では、管口カメラ点検工は「現場作業」、「報告書作成」の2つで構成されております。</p> <p>しかし、本仕様書では、測量業務において、簡易スクリーニング調査の報告書作成工が含まれておりません。</p> <p>設計業務の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問のとおりで問題ありません。</p>
4		<p>表内に安全費の率計上の項目がありません。また、P16 の諸経費設定情報では、安全費の率指定及び対象額指定は「しない」となっております。</p> <p>一方、下水道管路管理積算資料 2023 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会) によると「共通仮設費 (率計上)」が計上されます。</p> <p>上記を踏まえて、安全費の率計上はされていますでしょうか。</p> <p>計上している場合、具体的に以下の点をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仮設費の計上有無、地域補正の設定・上記以外の安全費 (率計上) を計上している場合、具体的な算出方法 	<p>計上しておりません。</p>
5		<p>表内に「測量諸経費」という項目がありますが、P16 の諸経費設定情報では率指定と対象額指定が両方とも「しない」となっております。</p> <p>一方、下水道管路管理積算資料 2023 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会) によると「現場管理費」、「一般管理費」という項目が計上されます。</p> <p>測量業務において諸経費は計上されていますでしょうか。</p> <p>計上されている場合、具体的に以下の点をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費の計上有無、地域補正の設定 ・ 一般管理費等の計上有無、前払金支出割合の相違による補正の設定、契約保証による設定の設定 ・ 上記以外の諸経費の計上している場合、具体的な算出方法 	<p>諸経費は「土木工事標準積算基準書 (計画調査編) 埼玉県」の【測量業務】を適用しております。</p>

6		<p>上記5の質問に関連して、測定の諸経費を計上しない場合の積算方法は以下のどのケースになるかをご教示ください。</p> <p>①測量としては直接測量費のみ計上。</p> <p>②委託仕様書 P3 の測定の項目は、全て設計業務に含める。この場合、簡易スクリーニング調査費は直接人件費に、安全費（積上分）は直接調査費で計上し、「一般管理費等」の対象とする。また、簡易スクリーニング調査費は「旅費交通費」や「その他原価」の対象とする。</p> <p>③②と同様ですが、測定の人件費のみ設計業務の直接人件費で計上し、その他の経費などは直接調査費で計上し、「一般管理費等」の対象とする。また、測定の人件費は「旅費交通費」や「その他原価」の対象とする。</p> <p>以上のいずれにも該当しない場合は、正しい計上方法をご教示ください</p>	番号5の回答のとおりです。
7		<p>測量業務に諸経費がない場合の最低制限価格の算出方法について、ご教示ください。</p> <p>諸経費がないため、最低制限価格の低減率の設定はなしでしょうか。或いは、「上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定に関する要綱」では以下の主旨の記載があります。</p> <p>①4条1項(1)：直接測量費＋測量調査費＋諸経費×50%</p> <p>②4条1・3項：上記①の算定式により算出した金額が、予定価格の82%を超える場合、予定価格に100分の82を乗じて得た額</p> <p>③4条4項：上記①の算定式により最低制限価格を算出するのが困難な場合、予定価格の100分の60から100分の82の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額</p> <p>上記②で設定されていますでしょうか。或いは③で設定されていますでしょうか。</p>	番号5の回答のとおりです。
8		<p>交通誘導警備員は、一日1名を見込んでいるという理解でよろしいでしょうか。異なる場合、ご教示ください。</p>	市独自で計上しており、入札前の開示はしていません。
9		<p>管口カメラの損料は、下水道管路管理用機械器具損料参考資料の値を用いるのでしょうか。或いは見積りでしょうか。</p> <p>また、損料表においては、「運転1時間当り」損料(9)を用いるのか、「運転1時間当り換算値」損料(13)を用いるのか、いずれでしょうか。</p>	「下水道管路管理用積算資料（下水道管路管理用機械器具損料参考資料）」にて計上しております。 また、損料表の「運転1時間当り」損料(9)を適用しております。

10		<p>簡易スクリーニング調査の1日当りの施工箇所は、下水道管路管理積算資料2023（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）のp51、表2-3.9 管口カメラ点検工の標準作業量に示すとおり、25基/日でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問のとおりで問題ありません。</p>
11		<p>ライトバンの損料は、以下のいずれを用いているでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械等損料表 令和8年度版 ・下水道管路管理用機械器具損料参考資料 ・見積 <p>また、損料表においては、「運転1時間当り」損料(9)を用いるのか、「運転1時間当り換算値」損料(13)を用いるのか、いずれでしょうか。</p>	<p>「土木工事標準積算基準書（機械経費編）埼玉県」にて計上しております。</p> <p>また、損料表の「運転1時間当り換算値」損料(13)を適用しております。</p>
12		<p>ガソリンの単価は、令和8年5月の月刊建設物価（建設物価調査会）の単価を採用しているのでしょうか。異なる場合はご教示ください。</p>	<p>令和8年5月の埼玉県土木積算単価にて計上しております。</p>